

## 大同大学図書館利用規則

(平成2年4月1日制定)

(趣旨)

**第1条** 大同大学図書館規程第7条に基づく大同大学(以下「本学」という。)図書館の利用に関するものは、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

**第2条** 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部学生
- (3) 本学の大学院学生
- (4) 本学の卒業生
- (5) 館長の特に許可した者

(開館・休館)

**第3条** 図書館は、次のとおり開館および休館する。

- (1) 開館時間

8時45分～21時00分ただし、館長が必要と認めた場合は変更することがある。

- (2) 休館日

次の日を休館とする。

ア 本学学則に定める休業日及び土曜日(春、夏、冬季休業日については、その都度これを掲示する。)

イ 館長が必要と認めた日(その都度これを掲示する。)

(閲覧)

**第4条** 図書館資料は、館内の所定の場所または閲覧室等にて自由に閲覧できる。

2 閲覧後の図書館資料は、必ず所定の位置に戻すこと。

(貸出・返却)

**第5条** 図書館資料の館外貸出(以下「貸出」という。)を希望する場合は、所定の手続きを取る

こと。

2 貸出手続きには、学生証等を必ず呈示すること。

**第6条** 貸出を禁止する図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 参考図書
- (2) 雑誌
- (3) 新聞
- (4) AV資料
- (5) 地図
- (6) その他館長が必要と認めた図書館資料

**第7条** 貸出対象者、冊数および期間は、次のとおりとし、期間内に返却すること。

- (1) 本学の職員 100冊以内 当年度2月末日まで
- (2) 本学の学部学生 10冊以内 2週間以内
- (3) 本学の大学院学生 30冊以内 3ヶ月以内
- (4) 本学の卒業生 3冊以内 1週間以内

2 貸出期間の更新は、返却期日までに手続きをすること。

3 春、夏、冬季休業日の学生の貸出期間は、延長する。その都度これを掲示する。

4 館長が特に必要と認めた場合は、冊数の増減および期間の延長・短縮等を行うことがある。

5 第2条に定める利用者がその資格を失ったときは、貸出期間中であつても直ちに貸出資料を返却しなければならない。

**第8条** 貸出中の図書館資料については、貸出または閲覧予約の手続きができる。

**第9条** 貸出中の図書館資料については、次の注意事項を厳守し、違反した場合にはその責を負うこと。

- (1) 延滞しないこと
- (2) 転貸借しないこと
- (3) 紛失、汚損しないこと

(文献複写)

**第10条** 図書館における文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とし、所定の手続きを経て行うこと。

2 文献複写は、著作権法に抵触しない範囲で行うものとし、また館長が不相当と認めた資料は複写できない。

(相互利用)

**第11条** 本学の職員、学部学生及び大学院学生の他大学等図書館利用については、当該機関の定めるところにより、館長が必要に応じ依頼することができる。

2 本学以外の図書館等からの利用申込については、館長が本学における研究及び教育に支障がないと認めた場合、本規則の定めるところにより応ずる。

(施設利用)

**第12条** 図書館施設の利用については、各施設の目的に応じ自由に利用できる。ただし、所定の手続きを必要とする施設もある。

(情報検索)

**第13条** 本学所蔵資料の検索については、所定の機器を使用して行うことができる。

**第14条** 他機関の提供する情報検索システムの利用については、所定の手続きをとること。

(遵守事項および罰則)

**第15条** 利用者は、諸規則ならびに館長の指示する事項を遵守し、館員の指導に従うこと。

2 前項を遵守できない者については、図書館の利用を制限し、又は学則により罰することができる。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか図書館の利用に関する必要な事項については、図書委員会の審議を経て、館長が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

第2条 図書館利用規則(昭和50年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正規則は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日校名変更)

附 則

第1条 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。